

福島県長期安定保証制度要綱

1 目 的

この制度は、県内の中小企業に対し長期の資金を導入し、資本構成の不均衡を是正するなどの方途を通じ、経営基盤の安定並びに企業体質の強化を図ることを目的とする。

2 要 領

(1) 取扱金融機関

県内の普通銀行、信用金庫、信用組合、株式会社商工組合中央金庫、ふくしま未来農業協同組合、福島さくら農業協同組合、夢みなみ農業協同組合、東西しらかわ農業協同組合及び会津よつば農業協同組合

(2) 融資の条件

① 融資の対象者

県内に事業所を有する中小企業者（中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する者をいう。以下同じ。）、又は県外企業で県内に新たに事業所を設ける中小企業者で、本資金の導入によって経営基盤の安定と発展が期待される者。

ただし、セーフティネット保証制度（中小企業信用保険法第12条の規定に基づく経営安定関連保証）を利用する場合は、中小企業信用保険法第2条第5項の規定に基づく特定中小企業者であると認められた者。

② 資金使途

運転資金、設備資金

③ 融資限度額

運転資金 5,000万円

設備資金 1億円

運転資金と設備資金を併用する場合は、1億円を限度とする。

④ 融資期間

10年以内（据置期間1年以内を含む。）

ただし、土地・建物を取得する場合は20年以内（据置期間1年以内を含む。）

⑤ 返済方法

分割返済とする。

⑥ 融資利率

金融機関所定利率

⑦ 保証人及び担保

法人、組合の場合 原則として連帯保証人1名以上とし、必要により担保を徴する。

個人の場合 必要により連帯保証人、担保を徴する。

⑧ 信用保証料

必ず信用保証協会の保証付きとする。（責任共有制度対象）

ただし、セーフティネット保証を利用する場合で、中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第4号及び第6号のいずれかの事由により認定を受けた特定中

小企業者は責任共有制度の対象除外とする。

福島県信用保証協会が定める基本保証料率に応じて、融資額に対する年間の信

区 分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
信用保証協会 基本保証料率 (責任共有保証料率)	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%
県制度信用保証料率 (一般制度)	1.60%	1.50%	1.35%	1.20%	1.05%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%

セーフティネット保証の場合 年 0.70% (第 1～4、6 号)

年 0.65% (第 5、7、8 号)

用保証料率を下記のとおりとする。

ただし、福島県信用保証協会の定めにより、会計参与設置会社については年 0.1%、有担保保証は年 0.1% (セーフティネット保証は除く) それぞれ割引いた料率が適用される。

(3) 保証取扱期間

随時

(4) 期中支援

- ① 申込中小企業者が、中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 5 号の特定中小企業者であって、信用保証協会から保証承諾を受けた場合は、取扱金融機関は、半年に一度、信用保証協会に対して業況報告書(別紙様式)を提出するものとする。ただし、申込中小企業者に対する保証金額が 1, 250 万円以下であるとき、保証期間が 1 年以内であるとき及び平成 30 年 4 月 1 日以降に保証申込受付したものはこの限りでない。なお、取扱金融機関が業況報告書を提出しなかった場合は、当該案件にかかる代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出するものとする。
- ② 申込中小企業者が、中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 4 号(新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。)の特定中小企業者であって、信用保証協会から保証承諾を受けた場合、取扱金融機関は、貸付を実行した日から 5 年にわたり、モニタリングを行うものとする。取扱金融機関は、半期に一度、信用保証協会に対し、モニタリング内容を電子媒体で報告するものとする。ただし、半期末時点における中小企業者の直前の決算が償却前経常利益黒字かつ資産超過である場合、当該中小企業者に係る報告内容の記載を省略することができる。取扱金融機関が報告を行わなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出するものとする。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の福島県長期安定保証制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 16 年 8 月 5 日から施行する。
- 2 改正前の福島県長期安定保証制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県長期安定保証制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県長期安定保証制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県長期安定保証制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年6月11日から施行する。
- 2 改正前の福島県長期安定保証制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年8月4日から施行する。
- 2 改正前の福島県長期安定保証制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年10月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県長期安定保証制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県長期安定保証制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県長期安定保証制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県長期安定保証制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年6月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県長期安定保証制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県長期安定保証制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

この要綱は、平成25年9月20日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県長期安定保証制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県長期安定保証制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。ただし、改正後の要綱2（2）⑦についてはこの限りではない。

附 則

- 1 この要綱は、令和４年４月１日から施行する。
- 2 改正前の福島県長期安定保証制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。ただし、改正後の要綱２（２）⑦についてはこの限りではない。

附 則

- 1 この要綱は、令和４年１０月１日から施行し、令和４年１０月１日保証申込受付分から適用する。
- 2 改正前の福島県長期安定保証制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。ただし、改正後の要綱２（２）⑦についてはこの限りではない。